

個人

しんきんカード ご利用ガイド

SHINKIN CARD GUIDE BOOK

● 保険サービス ●

1 旅行傷害保険のあらまし

旅行傷害保険の対象クレジットカード(※)

しんきんVisa・マスタークラシック個人カード、ロードサービスクラシック個人カード、ネオステージ・ネオステージプラスカード、キャッシュクレジット・ローンクレジット一体型カード、レディースカード、アンパンマンカード、チェンバーズクラシック個人カード、信用金庫提携カード

被保険者(旅行傷害保険による補償の対象となる方)

対象クレジットカードの会員

(※)以下、このご利用ガイド内では総称して「一般カード」とします。

■海外旅行傷害保険の概要

| 補償項目 | 傷害 | | 疾病 |
|--------------|---|--|--|
| | 死亡・後遺障害 | 治療費用 | 疾病治療費用 |
| 保険金額 | 2,000万円 | 50万円 | 50万円 |
| 保険金をお支払いする場合 | <p>被保険者が日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめ「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合で、責任期間中(※1)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に</p> <p>①死亡したとき ②後遺障害が生じたとき</p> | <p>被保険者が日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめ「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合で、責任期間中(※1)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けたとき</p> | <p>被保険者が日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめ「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合で、責任期間中(※1)に次のいずれかに該当したとき</p> <p>①次のいずれかの病気により、旅行終了の48時間後までに医師の治療を開始したとき</p> <p>ア. 海外旅行中に発病した病気 イ. 海外旅行終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が旅行中に発生したものに限り。)</p> <p>②海外旅行中に感染した感染症(※2)が原因で旅行が終了した日からその日を含めて30日後までに医師の治療を開始したとき</p> |
| お支払いする保険金 | <p>1回のケガ・病気につき、治療のために実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。また、お支払いする保険金は、ケガの場合は治療費用保険金額、病気の場合は疾病治療費用保険金額を限度とします。(※4)(※5)</p> <p>①診療所または病院等に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。)</p> <p>②治療により必要となった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。)</p> <p>④入院のために必要となった身の回り品購入費(5万円限度)・国際電話料などの通信費。ただし、合計で20万円を限度とします。</p> <p>⑤入院による旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、または直接帰国するための交通費および宿泊費(払戻しを受けた金額や被保険者が負担することを予定していた金額は差し引きします。)</p> | | |

保険金をお支払いできない主な場合

- たとえば、
- ① 次のような原因により生じたケガ（死亡保険金、後遺障害保険金、治療費用保険金）または病気（疾病治療費用保険金）
 - ・ 被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く）
 - ・ 放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性
 - ② 次のような原因により生じたケガ（死亡保険金、後遺障害保険金、治療費用保険金）
 - ・ 被保険者の自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転
 - ・ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
 - ・ 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
 - ・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ
 - ③ 次のような原因により生じた病気（疾病治療費用保険金）
 - ・ 歯科疾病やケガに起因する疾病
 - ・ 妊娠、出産、早産、流産
 - ・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に生じた高山病
 - ④ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注）のないもの
 （注） 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
 - ⑤ 旅行開始前に発生していたケガまたは旅行開始前に発病していた病気（既往症） など

| 補償項目 | 賠償責任 | 携行品損害 | 救護者費用 (救護者費用等補償条項の一部変更に関する特約付帯) |
|--------------|--|--|---|
| 保険金額 | 2,000万円 | 15万円 | 100万円 |
| 保険金をお支払いする場合 | <p>被保険者が日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめ「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合で、責任期間中（※1）にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき （注）次に掲げる損害を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホテル・旅館等の宿泊施設の客室や客室内の動産の損壊や紛失にかかる損害 ・ 客室外におけるセイフティボックスのキー・ルームキーの損壊や紛失にかかる損害 ・ 住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産の損壊や紛失にかかる損害（建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。） ・ レンタル業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品・生活用品の損壊や紛失にかかる損害 | <p>被保険者が日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめ「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合で、責任期間中（※1）に携行する被保険者所有の身の回り品（カメラ、宝石、衣類など）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を被ったとき （注1） 居住施設内（一戸建て住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。）にある物、別送品を除きます。 （注2） 次のような物は保険の対象となりません。 現金・クレジットカード・コンタクトレンズ・運転免許証・原動機付自転車・動物・植物・下記のような運動等を行っている間の当該運動等のための用具（ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ）、ウインドサーフィン・スキューバダイビング・サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具 など</p> | <p>被保険者が日本出国前に航空機・電車・船舶・タクシー・バスといった公共交通乗用具の利用代金、または募集型企画旅行の旅行代金を「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合、あるいは出国後、公共交通乗用具の料金をはじめ「一般カード」のクレジットカード決済によりお支払いいただいた場合で、責任期間中（※1）に次のいずれかに該当したとき ① 急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または3日以上継続して入院したとき② 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により死亡したとき③ 海外旅行中に発病した病気が原因で、旅行終了後30日以内に死亡または3日以上継続して入院したとき（旅行中に医師の治療を開始し、かつ、その後も継続して治療を受けていた場合に限りです。）④ 搭乗している航空機または乗船している船舶が行方不明または遭難したとき⑤ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難したとき⑥ 事故により被保険者の生死が確認できないとき（被保険者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象とはなりません。）、または緊急な捜索、救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき</p> |

1回の事故につき、損害賠償金（賠償責任保険金額を限度とします。）のほか、訴訟費用、損害の発生・拡大防止に要した費用等の合計額をお支払いします。（※5）

（注）損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。

1回の事故につき、携行品損害保険金額を限度に被害物の時価を基準に算定した損害額および損害の防止に要した費用などから3,000円（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。（※5）

（注1）携行品1個（1組または1対）につき10万円、乗車券等については合算して5万円を限度とします。

（注2）パスポートの場合は、5万円を限度に再取得費用（再発給手数料、電信料、交通費、宿泊費等の費用）をお支払いします。

（注3）複数回お支払い事由が発生した場合でも、会員資格期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。

（注4）時価は、被害物と同じものを取得または購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いて（減価償却して）算出します。

被保険者または被保険者の親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、会員資格期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。（※5）

- ① 捜索救助費用
 - ② 救援者の現地までの航空機等の往復運賃
 - ③ 現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分限度）
 - ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費
 - ⑤ 現地からの移送費用
 - ⑥ 遺体処理費用（100万円限度）
- なお、上記②～④の費用は以下が限度となります。

また、入院日数が3日から6日までの場合には、⑤の移送費用はお支払いできません。

| | ②の交通費、 ③の客室料 | ④の 諸雑費 |
|-----------------------|-----------------|-----------|
| 3日から6日 までの入院 | 救援者 1名分 | 5万円 |
| 7日以上 の入院／死亡・ 遭難 | 救援者 3名分 | 20万円 |

（注）払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。また、治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いする場合は、その金額を差し引きます。

| 補償項目 | 賠償責任 | 携行品損害 | 救済者費用 (救済者費用等補償条項の一部変更に関する特約付帯) |
|------------------|---|--|--|
| 保険金をお支払いできない主な場合 | <p>たとえば、</p> <p>① 次のような原因により生じた損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 <p>② 次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の職務（仕事）に直接起因する損害賠償責任 ・不動産、自動車、船舶、航空機等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・受託品に関して生じた損害賠償責任（保険金をお支払いする場合に記載しているものを除きます。） <p>③ 汚染物質（固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物等を含みます。）の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合は保険金をお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">など</p> | <p>たとえば、次のような原因により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 ・差押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置を除く） ・携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故（いわゆるショート）または機械的故障（いわゆる故障） ・置き忘れまたは紛失 <p style="text-align: right;">など</p> | <p>たとえば、</p> <p>① 次のような原因により生じた事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の自動車または原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動等（テロを除く） ・放射線照射、放射能汚染や核燃料物質の有害な特性 ・スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツ（ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は含みません。） <p>② むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見（注）のないもの</p> <p>（注） 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>③ 次のような原因による入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、早産、流産による疾病 ・歯科疾病 <p style="text-align: right;">など</p> |

(※ 1) この海外旅行傷害保険の「責任期間」とは、会員資格期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、かつ、日本国を出国する日の前日の午前0時から日本国に入国した日の翌日午後12時までの間）をいいます。（ただし、日本を出発した日から3か月後の午後12時までを限度とします。）

(※ 2) この保険でいう「感染症」とは次のとおりです。
 コレラ、ペスト、天然痘、発疹（しん）チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症

(※ 3) 同様の保険が付帯されている他のクレジットカード（他社カードを含みます。）をお持ちの場合、死亡・後遺障害保険金額は合算されず、最も高い保険金額をお支払いの限度額として、各カードに付帯する保険金額に応じて保険金をお支払いします。（ただし法人カードは除きます。）

(※ 4) 日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。

(※ 5) 他の保険契約等（クレジットカード付帯海外旅行傷害保険が付帯されたクレジットカードをお持ちの場合を含みます。）から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

・その他の注意事項

1. 「急激かつ偶然な外来の事故」とは、下記3項目を全て満たす場合をいいます。
 - 急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
 - 偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
 - 外来性 = 身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、ケガに関する保険金支払の対象とはなりません。
2. すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額・日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合はケガに関する保険金支払の対象とはなりません。）
3. 会員資格期間とは、カード会社にカード会員としてはじめて登録された日の翌日午前0時からの1年間をいいます。また、その期間満了日の翌日午前0時から1年間を会員資格更新後の会員資格期間とします（以降同様）。なお、更新停止またはカード退会をした場合はその日をもって期間終了の取扱いとなります。
4. 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程、交通手段、宿泊施設、旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（＝旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行）をいいます（詳しくは旅行代理店にご確認ください）。
5. 記載された内容は、保険の概要を説明したものです。実際の保険金のお支払いの可否は、引受保険会社の普通保険約款および特約の規定に基づいて判断されます。

2 海外アシスタンスサービス

海外旅行中に、ケガや病気などでお困りのときは、引受保険会社の「海外総合サポートデスク」にご連絡ください。24時間・年中無休で各種サービスが日本語でご利用いただけます。

【海外総合サポートデスク】のサービス内容

【海外総合サポートデスク】では、ご旅行中に病気やケガ、盗難などの様々なトラブルの場合に、専任スタッフが各種相談に日本語で応じます。お客様のニーズ、トラブルの種類に応じ、各種の業者を起用し、次のようなサービスを提供いたします。

- ・保険金の請求方法に関する各種相談
- ・最寄りの病院の案内・紹介
- ・キャッシュレス・メディカル・サービスの案内・予約
- ・病院等医療機関への支払保証
- ・病人、ケガ人の移送の手配
- ・救援者の渡航手続、ホテルの手配
- ・ご遺体の日本への移送手配
- ・最寄りのクレームエージェントの案内

【海外総合サポートデスク】ご利用にあたっての注意事項

a. サービスをお断りする場合

この海外旅行傷害保険のお支払対象とならない病気、ケガ、事故の場合にはサービスを提供することができません。サービスを提供することができない主な場合は次のとおりです。

- ・いわゆる「持病」「既往症」等、ご旅行出発前に発生している疾病
- ・妊娠、出産、早産または流産およびこれらに基づく疾病
- ・「虫歯」「歯槽膿漏」等の歯科疾病
- ・自殺行為、闘争行為または犯罪行為によるケガ、死亡
- ・無資格運転（無免許運転）、酒気帯び運転によるケガ、死亡
- ・自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・携行品の欠陥、偶然な事故に起因しない故障または自然の消耗による損害
- ・携行品の紛失または置き忘れによる損害

（ご注意）携行品損害については品物一点あたり10万円（乗車券等は合計5万円）限度および減価償却の適用ならびに1事故あたり3,000円の自己負担の適用があります。なお、現金、小切手、商品、商売道具などは保険の対象になりません。

b. 日本語サービスについて

「海外総合サポートデスク」では日本語で各種相談にお答えしますが、海外においては現地の業者によりサービスを提供させていただきます。現地の係員、医師または看護師等は、原則として日本語を話せませんので予めご了承ください。

c. サービス適用除外地域について

アフガニスタン、イエメン、ソマリア、ルワンダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、その他、戦争等の理由により安全性が確保できない地域ではサービスの提供はいたしかねます。

また、サービス適用地域であっても、山岳部、離島等、都市部から遠く離れた地域であるために通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがありますので予めご了承ください。

d. サービス開始までの所要時間について

受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信・交通機関の混み具合等によりサービスを開始するまでに相当の時間または日数を要する場合がありますので予めご了承ください。

e. 医療機関、交通機関等の国による違いについて

海外においては、文化、慣習または通信・交通の整備状況の違いから、日本と比較すると医療機関や交通機関での待ち時間が長くなる場合がありますので予めご了承ください。

f. 医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について

手配させていただいた医療機関自身の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては原則として引受保険会社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

g. お客様の自己負担について

治療費、移送費用等の実費がこの保険の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分はおお客様の自己負担となります。また、お客様のご要望によりサービスのご利用をいただいた後にこの海外旅行傷害保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はおお客様の自己負担となりますので予めご了承ください。

トラベルインフォメーションサービス

滞在地の安全情報・チケットの手配・ショッピングの情報など、現地で生の情報を入手したいときにご利用ください。

(注) 申込金など利用実費がかかる場合、費用はお客様の自己負担になります。

共栄火災「海外総合サポートデスク」

< 24 時間 年中無休 >

(8 1) - 3 - 3 5 7 2 - 8 6 6 4

●ご連絡の際は、交換手を通じコレクトコールでおかけください。

また、次の内容を必ずお伝えください。

- ①一般カード会員であること
- ②一般カード会員番号
- ③お客様のお名前

コレクトコールのかけ方

各国の国際電話局のオペレーターを通して申し込んでいただきますが、オペレーターとの会話は現地語または英語で行う必要があります。

コレクトコールができない国がありますのでご注意ください。

ホテル滞在中に電話する場合には、まずホテルのオペレーターにその国の国際電話局につないでもらう必要があります(ホテル等のサービス料がかかることがあります、その費用はお客様にご負担いただきます。)

この場合の英語による会話例は次のとおりです。

| | 英 語 | 日 本 語 |
|--------|--|----------------------|
| オペレーター | <small>オペレーター メイ アイ ヘルプ ユー</small> Operator, May I help you? | 交換です。ご用件をどうぞ。 |
| お 客 様 | <small>アイド ライクトウ メイク ア コレクト コール トウ ジャパン</small> I'd like to make a collect call to Japan. | 日本にコレクトコールをかけたいのですが。 |
| オペレーター | <small>オール ライト ホールド オン プリーズ</small> All Right. Hold on please. | わかりました。そのまま、おまちください。 |

公衆電話等から直接国際コレクトコールをかける場合には、電話機の説明書き等を確認し、国際電話局に電話をかける必要があります。

国によっては公衆電話からのコレクトコールが利用できませんので、その場合には一般の電話を利用して申し込む必要があります。

国際電話局のオペレーターにつながった後は次の会話例を参考にしてコレクトコールを申し込んでください。

| | 英 語 | 日 本 語 |
|--------|--|---|
| オペレーター | <small>オーバーシーズ オペレーター メイ アイ ヘルプ ユー</small> Overseas Operator. May I help you? | 国際電話局です。ご用件をどうぞ。 |
| お 客 様 | <small>アイド ライクトウ メイク ア コレクト コール トウ ジャパン</small> I'd like to make a collect call to Japan. | 日本にコレクトコールをかけたいのですが。 |
| オペレーター | <small>ホワット ナン バー アー ユー コーリング</small> What number are you calling? | 何番をお呼びですか？ |
| お 客 様 | <small>アイム コーリング トウキョウ スリースリーファイブセブンエイトシックスシックスフォー</small> I'm calling Tokyo 3-3 5 7 2-8 6 6 4. | 東京3-3572-8664 |
| オペレーター | <small>ア コレクト コール トウ ジャパン ジ エイリア コード スリー アンド ザ ナン バー イズ スリーファイブセブンエイトシックスシックスフォー and the number is 3 5 7 2 - 8 6 6 4 . フー ウッデ ユー ライクトウトークトウ</small> A collect call to Japan, the area code 3 and the number is 3 5 7 2 - 8 6 6 4 . Who would you like to talk to? | 日本へのコレクトコール市外局番3、 電話番号3572-8664ですね。 どなたと話したいですか？ |
| お 客 様 | <small>エニイワン イズ オーケー</small> Anyone is O.K. | だれでも構いません。 |
| オペレーター | <small>メイ アイ ハ ブ ユア ネーム アンド フォウン ナン バー</small> May I have your name and phone number? | あなたの名前と電話番号をどうぞ。 |
| お 客 様 | <small>アイム コーリング フロム プラザ ホテル ザ ナン バー イズ ファイブツーファイブツーセブンセブンエイトツ The number is 5 2 5 2 - 7 7 8 2 . ルーム ナン バー イズ セブンセブン Room number is 777. マイ ネーム イズ ヤ マ ダ My name is Yamada.</small> I'm calling from Plaza Hotel. The number is 5 2 5 2 - 7 7 8 2 . Room number is 777. My name is Yamada. | プラザホテルからかけています。 番号は5252-7782です。 部屋番号は777です。 私の名前は山田です。 |
| オペレーター | <small>ファイブツーファイブツーセブンセブンエイトツ サン キ ユー 5 2 5 2 - 7 7 8 2 . Thank you. ウィル ユー ハン ガ ッ プ プ リーズ Will you hang up please. アイル コール ユー バック イン ナ フュー ミ ニ ッ ツ I'll call you back in a few minutes.</small> 5 2 5 2 - 7 7 8 2 . Thank you. Will you hang up please. I'll call you back in a few minutes. | 5252-7782ですね。 お切りになってお待ちください。 2、3分したらこちらから電話します。 |
| オペレーター | <small>ディス イズ ジ オーバーシーズ オペレーター ウィル ユー ホールド ザ ライン プリーズ Will you hold the line please.</small> This is the overseas operator. Will you hold the line please. | こちらは国際電話局です。 そのまま、おまちください。 |
| お 客 様 | <small>オール ライト サン キ ユー</small> All right. Thank you. | わかりました。ありがとう。 |

3 保険金のご請求について

海外旅行傷害保険

- ①現地で「海外総合サポートデスク」を通じ、医療サービスを受けられた場合、事故の通知は不要です。
 手続きの詳細は「海外総合サポートデスク」にてご案内いたします。
- ②帰国後に保険金請求をする場合
 (携行品損害や、直接治療費用を負担した場合等)
 下記に記載の必要書類を、カード発行会社、または引受保険会社へご帰国後すみやかにご提出ください。

保険金請求に必要な書類

| | 保険金種類 | 治療費用 | | 賠償責任 | | 携行品損害 | 救援者費用 | 後遺障害(傷害) | 死亡(傷害) |
|-------------|-----------------------|------|----|------|----|-------|-------|----------|--------|
| | | 傷害 | 疾病 | 対人 | 対物 | | | | |
| 現地で用意いただく書類 | 保険金請求書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 医師の診断書 | ○ | ○ | △ | | | △ | ○ | |
| | 治療費の明細書、領収書 | ○ | ○ | △ | | | | | |
| | 公的機関の事故証明書 | ○ | | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | ○ |
| | 一般カードの写し | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 損害物の写真および修理見積書等 | | | | ○ | ○ | | | |
| | 第三者の損害を証明する書類および示談書 | | | ○ | ○ | | | | |
| | 諸費用の明細書、領収書等 | △ | △ | | | | ○ | | |
| | 死亡または入院を証明する書類 | | | △ | | | △ | | ○ |
| | 死亡診断書または死体検案書 | | | △ | | | △ | | ○ |
| 帰国後用意いただく書類 | 戸籍謄本(委任状) 注) 場合による | | | | | | | | ○ |
| | 除籍謄本 | | | | | | | | ○ |

○印→提出が必ず必要な書類です。

△印→場合により提出が必要な書類です。

※太枠で囲まれた書類は、現地で保険金をご請求になる場合に必要な書類です。

※上記以外にも書類のご提出をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

ご相談・お問い合わせ先

国内からの場合

海外旅行傷害保険のご相談・お問い合わせ先
共栄火災「海外総合サポートデスク」

03-3572-8664

24時間 年中無休 <コレクトコール受付>

海外からの場合 24時間 年中無休 <コレクトコール受付>

共栄火災「海外総合サポートデスク」

(81)-3-3572-8664

* () は日本の国番号です。

引受保険会社/**共栄火災海上保険株式会社**

本社 東京都港区新橋1-18-6

このガイドブックには2023年4月現在のサービスを掲載しております。

NC040063(22.11)

22-1468